

改正建築士法に対する所見

社団法人 日本建築構造技術者協会

11月28日に改正建築士法が施行され、重要事項説明の義務付け、一定規模以上の建物への構造・設備の専門家の関与、定期講習制度の創設、団体による自立的な監督体制の確立、建築士試験の見直し、業務報酬基準の見直しといった内容が盛り込まれた。また年内には設計事務所の業務報酬基準（告示第1206号）の公告も予定されている。そこで、これらに関し当協会の所見をまとめた。

1) 構造設計一級建築士制度への期待

法定資格である構造設計一級建築士は、社会から信頼が得られる専門家としての役割を期待されて誕生した。当協会は積極的にその制度をもり立てていきたい。

構造設計者は社会の期待に応えるために、日常的な実務活動と並行して継続的な職能研鑽および職業倫理遵守が不可欠である。当協会は引続き、社会からの信頼確保と構造設計者の支援に向けて活動をしていく所存であり、それができるのは唯一当協会であるとの認識のもと、大多数の構造設計一級建築士の入会を呼びかける。

2) 構造設計一級建築士による法適合確認における問題

2009年5月27日からは、一定規模以上等の建築物（構造設計の場合には適合性判定を要する建築物）には構造設計一級建築士が関与しなければならない。“関与する”とは設計そのものを行うか、または一級建築士が行った構造設計の法適合確認を構造設計一級建築士が行うことである。この二つの行為は似ているようであるが実際には大きな違いがある。

後者の場合、法適合確認を行った構造設計一級建築士も設計者と建築士法上は同等の責任が生じることになるが、その他の責任についてはどうなのか、不明な点が多い。また法適合確認を行った設計でも、審査や適合性判定が行われ、指摘によっては修正が必要となることもある。

指摘内容が法的に明白な事項ではなく設計の考え方や推奨事項などの範疇の指摘で、判定員との意見の相違があり、結果として修正を余儀なくされた場合、資格者である構造設計一級建築士の法適合確認の意味が失われる。

また、構造設計一級建築士が法適合確認を行う場合に、その後の審査での指摘を避けるため保守的な指摘を行うことになりかねない。これでは、従来の2段階審査の前にもう一つ頑迷な審査者が増えたことになり、創造的な建築をつくる行為の阻害要因になる。

3) 構造設計一級建築士資格制度運用への要望

上記の設計における創造的行為に対する阻害要因を払拭するには、構造設計一級建築士がその責任において法適合確認を行ったものは、審査・判定においては設計の考え方を尊重し、明確な法的事項のチェックのみに留めることが唯一の改善策である。構造設計一級建築士が自ら設計したものの審査簡略化も同じ位置付けになるはずである。

そもそも今回の制度は、構造設計の専門家の関わりを位置付けることで社会に安心を与えるということが目的である。適合性判定制度により設計図書の内容が充実してきたことは事実であるが、構造設計一級建築士の関わりにより、さらなる内容の充実と審査・判定の円滑化の両立を図るべきである。

4) 業務報酬基準の改定について

そもそも、業務報酬基準は建築文化の醸成と公共の福祉を担保する意味合いで制定されていた。しかし従来は、構造設計者の多くは、下請け的な立場に置かれ正当な報酬が得られる状況ではなく、専門分野別の業務割合を示さず合計の業務量のみを示す業務報酬基準は、構造・設備設計者にとっては有名無実に近い存在であった。

基準法改正後は、構造設計者の手続きとしての業務量は格段に増加しており、その環境下で良質で安全な構造設計を行うためには、それに見合った報酬が確保されることが、以前にも増して重要である。

今回の改正において、設計対応業務量 (man×hour) が専門分野別に示されたこと、構造設計の業務量に個別の難易度が考慮可能とされたことは大いに評価できる。

ただし、新告示が制定されたとしてもその実効性が伴わないと意味がない。民間の業務においては発注者に理解がないと実現しないことであるので、当協会は他協会と協調し、社会に向けて基準遵守の要請を続けるとともに、諸官庁に対し発注のプロジェクトにおいて、率先して新告示を尊重した業務報酬基準を適用するよう、要望していく。

今後、協会は会員を通じて、構造設計事務所が再委託を受託する場合には、建築主と交わした重要事項説明書類の提示を求めるとともに、設計監理報酬全体が諸般の事情により告示下回ることがあっても、安全性担保の意味合いから、報酬の割振りが新告示の専門分野別の割合を上回るものとなるよう働きかけを行なっていく。

以上